

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年9月19日 09時42分ごろ
発生場所	北海道函館市函館漁港南西方の海岸 函館漁港西防波堤灯台から真方位192°590m付近 (概位 北緯41°46.1′ 東経140°41.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{アリス} Alicelは、漂流中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月28日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Alice、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	202-7978北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、推進器に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 7～8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、函館漁港南西方沖で漂流中、釣りをしていた船長が、釣り針にカモメが掛かっていることに気付き、少し陸岸が近いと感じていたが、カモメから釣り針を外すのに意識を集中していたところ、南西風により北東方に圧流され、函館漁港南西方の海岸に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約0.9mであった。
分析	本船は、函館漁港南西方沖において、南西風が吹く状況下、釣りをしながら漂流中、船長が、釣り針に掛かったカモメから釣り針を外すことに意識を集中して周囲の見張りを行わず、同漁港南西方の海岸に近づいていることに気付かなかったことから、北東方に圧流され続けて同海岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、函館漁港南西方沖において、南西風が吹く状況下、釣りをしながら漂流中、船長が、釣り針に掛かったカモメから釣り針を外すことに意識を集中して周囲の見張りを行わず、同漁港南西方の海岸に近づいていることに気付かなかったため、北東方に圧流され続けて同海岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漂流中においても、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。